

3 月 25 日 （ 第 5 号 ）

令和 7 年豊能町議会 3 月定例会議会議録目次

令和 7 年 3 月 25 日（第 5 号）

出	席	議	員		1
議	事	日	程		2
開	議	の	宣	告	 4
（常任委員会、特別委員会報告・質疑・討論・採決）					4
第 5 号議案	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例制定の件				
第 6 号議案	豊能町附属機関に関する条例改正の件				
第 7 号議案	豊能町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例改正の件				
第 8 号議案	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改 正の件				
第 9 号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊 能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件				
第10号議案	職員の退職手当に関する条例改正の件				
第11号議案	豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の 件				
第12号議案	豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例改正の件				
第13号議案	豊能町国民健康保険条例改正の件				
第14号議案	豊能町下水道条例改正の件				
第15号議案	豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件				
第16号議案	令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 8 回） の件				

第17号議案	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
第18号議案	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
第19号議案	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件
第20号議案	令和7年度豊能町一般会計予算の件
第21号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
第22号議案	令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
第23号議案	令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
第24号議案	令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
第25号議案	令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件
第26号議案	工事請負契約の締結について

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第27号議案	豊能町立義務教育学校設置条例制定の件……………	18
第28号議案	豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件……………	19
第1号議会議案	豊能町議会会議規則改正の件……………	21
第2号議会議案	豊能町議会委員会条例改正の件……………	22
第3号議会議案	豊能町議会の個人情報保護に関する条例改正の件……………	22
議員辞職の件……………		23
町 長 あ い さ つ ……………		24
散 会 の 宣 告 ……………		24

令和7年豊能町議会3月定例会議会議録（第5号）

年 月 日 令和7年3月25日（火）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

1 番	池田 忠史	2 番	才脇 明美
3 番	吉田 正子	4 番	中川 敦司
5 番	寺脇 直子	6 番	管野英美子
7 番	永谷 幸弘	8 番	永並 啓
9 番	小寺 正人	10番	秋元美智子
11番	高尾 靖子		

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦 登	副 町 長	高木 仁
教 育 長	板倉 忠	政 策 監	大西 隆樹
総 務 部 長	入江 太志	生活福祉部長	小森 進
都市建設部長	坂田 朗夫	こども未来部長	仙波英太郎

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	平田 旬
書 記	杉田 庄司		

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 1 時開議

- 日程第 1 第 5 号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例制定の件
- 第 6 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 7 号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報提供に関する条
例改正の件
- 第 8 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改
正の件
- 第 9 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊
能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の
件
- 第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例改正の件
- 第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第14号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第16号議案 令和 6 年度豊能町一般会計補正予算（第 8 回）
の件
- 第17号議案 令和 6 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘
定補正予算（第 3 回）の件
- 第18号議案 令和 6 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 回）の件
- 第19号議案 令和 6 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補
正予算（第 4 回）の件
- 第20号議案 令和 7 年度豊能町一般会計予算の件
- 第21号議案 令和 7 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘

定予算の件

第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所
施設勘定予算の件

第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算
の件

第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予
算の件

第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件

第26号議案 工事請負契約の締結について

日程第 2 第27号議案 豊能町立義務教育学校設置条例制定の件

日程第 3 第28号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件

日程第 4 第1号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件

日程第 5 第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件

日程第 6 第3号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例
改正の件

追加日程第1 議員辞職の件

開議 午後 1 時

○議長（永並 啓君）

皆様、こんにちは。

ただいまの出席議員は11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第5号議案から第26号議案まで」を議題といたします。

これに対する各常任委員会及び特別委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、才協明美委員長。

○総務建設常任委員会委員長（才協明美君）

それでは、御指名をいただきましたので総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

総務建設常任委員会は、令和7年3月10日午前9時半より開会し、午前11時50分に閉会いたしました。

委員会の出席者は秋元副委員長、中川委員、管野委員、小寺委員、私、委員長の才協の計5名であります。委員外出席として永並議長が出席いたしました。

当委員会に付託された議案は9議案であります。審査の内容を報告いたします。

まず、第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件でございますが、提案理由は省略いたします。

特段の質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第7号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第8号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、超過勤務の免除制度は以前からあるが、職場環境によっては使いにくいというようなことではないのかとの質疑に対し、本制度を利用するまでもなく、ある程度職員自身で調整できていると認識していますとの答弁でした。

職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施とあるが、どのような研修を行っていくのかとの質疑に対し、今後、国からの通達が出るかと思しますので、それを参考に実施できたらと考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第9号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、特別職の職員の地域手当の支給割合が一般職の職員と異なるが、理由はとの質疑に対し、人勧では9%から12%に引き上げられているが、本町の財政状況や職員組合との交渉経過を踏まえ、令和7年度については特別職は8%としたものですとの答弁でした。

今回の改正による影響額はとの質疑に対し、年間で4,000万円の影響がありますとの答弁でした。

再任用職員に支給する住居手当の影響額はとの質疑に対し、再任用職員は10名程度ですが、手当の対象となるか現在不明のため把握できていませんとの答弁でした。

質疑は終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第10号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、失業給付に係る雇用機会が不足している地域とはどのような地域か、また本町は該当するののかとの質疑に対し、極端に求人が限られているようなところで職探しをしてもすぐには見つからないようなところを想定されています。恐らく本町は該当しませんとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第14号議案、豊能町下水道条例改正の件でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、今回の条例改正により、町への影響はどれくらいあるのかとの質疑に対し、町内業者及び登録者は個人事業主が多いため特に影響はありませんとの答弁でした。

質疑が終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件でございますが、質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）でございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、繰越明許費補正の中に牧地区、高山地区のほ場整備事業があるが、工事はいつ頃完成するのか、また遅れている理由はとの質疑に対し、年度内に完了予定でしたが、天候や現場の状況また地元との調整に時間を要し、やむを得ず繰り越すものでありますが、工事は来年度中に完了しますとの答弁でした。

地域公共交通維持確保事業が繰り越され

ている理由は、また事業が終了するのはいつ頃かとの質疑に対し、A I オンデマンド交通実証実験は3月末まで行いますが、4月以降事業者から実証データを受け取った後、今後の運行について検討していきます。夏頃までには方向性を決めたいと考えていますとの答弁でした。

退職者が11名とかなり多いと感じる。人件費の削減も必要だが町の様々な事業に対して影響はないのか。また、町として将来的な職員数についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、退職者の補充については、若年層だけでなく民間企業経験者も含め採用を行っています。将来的な職員数の設定はしていませんが、人口減少に伴って適正な定員管理に努めていきますとの答弁でした。

消防救急デジタル無線整備事業における談合事案について、当時の契約金額は妥当だったのか、また他で同じ業者が関連するものはあるのかとの質疑に対し、現在国と調整し、補助金の実績報告書を再提出しています。国が認めた事業費と補助金で精算していますので、金額についてはこれまで妥当と考えています。なお、現在確認している限り同じ業者が関連する事業はありませんとの答弁でした。

地域活性化起業人制度負担金が減額されている理由はとの答弁に対し、当初包括連携協定を締結し、企業の方に来ていただく予定でしたが、企業側の都合で協定が締結できなかったためです。ただ、妙見口駅前活性化事業については事務費を組んで企業と連携して取り組んでいきますとの答弁でした。

シルバー人材センター支援事業における貸付金の減額の理由はとの質疑に対し、シルバー人材センターにおいては現在余裕資金があり、貸付の必要がなかったためです

との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

最後に、第26号議案、工事請負契約の締結についてでございますが、提案理由は省略いたします。

主な質疑でございますが、令和8年4月の義務教育学校の開校に間に合うのかとの質疑に対し、12か月あれば工事は可能だということで工期を設定していますとの答弁でした。

改修工事の内容はとの質疑に対し、建築工事が1億7,700万円、電気設備工事が2,000万円、機械設備工事が3,300万円で、直接工事費が2億3,000万円で、そこに諸経費が足され3億5,200万円となっていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上が総務建設常任委員会に付託されました9議案の審査の結果でございます。

これで委員会の報告を終わります。

○議長（永並 啓君）

次に、福祉教育常任委員会、池田忠史委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（池田忠史君）

それでは、議長より御指名いただきましたので、福祉教育常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉教育常任委員会は令和7年3月11日午前9時30分に開会し、午後0時3分に閉会いたしました。

出席委員は、吉田副委員長、寺脇委員、永谷委員、永並委員、高尾委員、そして私、委員長の池田、6名全員の出席であります。委員外出席として中川副議長に出席いただきました。

福祉教育常任委員会に付託された議案は8議案であります。

初めに第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人選定委員会の委員構成及び実施予定回数はとの質疑に対し、委員数は6名程度で、内訳としては、学識経験者、保護者代表、行政機関の職員等を予定しています。委員会の開催予定は令和7年度のみで4回程度ですとの答弁でした。

保護者代表の内訳はどうなっているのかとの質疑に対し、吉川保育所及びひかり幼稚園の二つの施設の再編を考えていますので、それぞれの施設の保護者代表の方を想定していますとの答弁でした。

開園自体は4年後なので、幼稚園、保育所を利用される予定の保護者の方を委員として選べないのかとの質疑に対し、4年後に入所される保護者の方を選ぶのは未来の話ですので非常に難しいと考えますが、吉川保育所に関してはゼロ歳、1歳の保護者の方に参加していただくことも考えられますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第11号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、この基金をどういう形で使うのかとの質疑に対し、一時的な財源不足に対応するもので、公共施設再編など、今後大きな事業が控えている一般会計を想定していますとの答弁でした。

基金が約10億円あると思うが、どれぐらいの額を使う想定なのかとの質疑に対し、担当課と調整して介護保険の事業運営に支障が出ないような額で借り入れることを考えていますとの答弁でした。

例えばお金を借りた場合、利息をつけて返すとの説明があったが、どれぐらいを考えているのかとの質疑に対し、利率については検討中ですが、定期預金等の利率を想定していますとの答弁でした。

ほかの市町村ではかなり早くから繰替運用の規定があるが、本町の場合、なぜ急に出てきたのかとの質疑に対し、本町の他の基金には繰替運用の規定はありますが、この基金については繰替の予定がなかったためですとの答弁でした。

確実な繰戻しの方法とはどういうものなのかとの質疑に対し、当初予算又は補正予算で歳入と歳出の金額を明確にして、議会に承認をいただいて執行するとの答弁でした。

繰替運用は1年で終わるのかとの質疑に対し、予算に計上しますので1年以内に確実に返済しますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第12号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、条例改正の背景はどの質疑に対し、法改正により管理栄養士の受験資格を得るために栄養士免許を取得する必要がなくなるため、栄養士免許がない管理栄養士を配置した場合でも食事提供の特例要件を満たすことができるよう改正するものですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第13号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、今回の改正による影響額と世帯数はどの質疑に対し、令和7年度

の保険料の算定は令和6年中の所得確定後に行われますので現時点では把握できていませんが、令和6年度を参考にしますと影響額は70万円で、35世帯が対象となりますとの答弁でした。

値上げになるのか値下げになるのか明確にならないのかとの質疑に対し、この改正は保険料が上がるほうと下がるほうの二つの側面を持っていますとの答弁でした。

負担が増となる滞納者は存在するのかとの質疑に対し、現在のところ把握していませんとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に移り、1名の委員より、負担が増えるので反対との反対討論がありました。

討論を終結し、採決に移り、挙手多数で可決されました。

第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件（関係部分のみ）ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、東能勢小学校支障木伐採事業は全額繰越しになっているが何が必要なのかとの質疑に対し、地権者関係と協議を進め整っているところではありますが、詳細な実施方法等に時間を費やしているため繰越しになっていますとの答弁でした。

「おでかけくん」車両買替事業が繰越明許になった理由はどの質疑に対し、交付金を活用するため今回の補正予算に計上しました。繰越しとなった理由は、車両及び仕様の確認等のため時間を要するためですとの答弁でした。

また、なぜ購入が必要なのかとの質疑に対し、約14万キロ走行し修繕も多くなっているため、車両購入して確実な送迎事業を確保するとともに、車の安全機能を高めドライバーの高齢化に対応するためですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第17号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第18号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

質疑、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

次に、第19号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件ですが、提案説明は省略させていただきます。

主な質疑ですが、介護予防生活支援サービス事業及び包括的支援事業の予算増の要因は何かとの質疑に対し、どちらの経費も要支援認定者の増加に伴うもので、後期高齢者数の増が考えられますとの答弁でした。

福祉現場の人手不足、また経営破綻する事業所はあるのかとの質疑に対し、人材不足や経営が苦しい事業所もあるとは思われますが、町や大阪府及び関係機関との情報交換により、効率的な事業の進め方等の情報交換をして対応していきますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で可決されました。

以上、福祉教育常任委員会に付託された8議案の審査についての報告を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

次に、予算特別委員会、中川敦司委員長。

○予算特別委員会委員長（中川敦司君）

それでは、ただいま議長より御指名をい

たきましたので、令和7年度豊能町議会3月定例会議予算特別委員会の内容について御報告させていただきます。

3月7日の本会議におきまして予算特別委員会が設置されまして、私、中川が委員長に、そして寺脇議員が副委員長に選任をされました。

委員には才協議員、管野議員、秋元議員、高尾議員が、そして議長にはオブザーバーとして参加をいただき、3月12日、13日の日程で、全員出席のもと、12日午前9時30分に開会をいたしました。

付託をされ、審査をいたしました案件は、第20号議案から第25号議案まででございます。第20号議案から順に、主な質疑内容と議決結果について報告をさせていただきます。なお、提案説明につきましては省略させていただきます。

まず、第20号議案、令和7年度豊能町一般会計予算の件についてを議題とし、予算説明資料のページ番号順、所属順で進めまして、主な歳入についても併せて説明と審査を行い、最後に討論、そして採決といたしました。

それでは、質疑応答の主なものを御報告させていただきます。

まず基金繰入金について、財政調整基金の取崩しが例年に比べて多い理由はとの質問があり、令和7年度につきましては、義務教育学校の開校に向けた引っ越しや電算関係の標準化対応など特定財源のない経費が増加しているためとの答弁でありました。

スマートシティ推進事業におきまして、令和7年度の予算は見守りサービス事業におけるルーターの設置費用とのことだが、タグの配布は進んでいるのかとの質問があり、現在、小中学校には定期的に案内チラシを配布しています。また、新入生の家庭にも配布して加入促進を図っています。そ

して高齢者への配布については健康増進課と調整中ですが、今月中に配布予定との答弁でありました。

次に、万博の推進事業について、子どもの無料招待事業については、大阪府からの補助もなく豊能町の単独事業なのかとの質問があり、豊能町として4歳から17歳の子どもたちに無料チケットを配布するものですとの答弁でありました。

地域の魅力創出事業について、事業の内容や令和6年度との違いは何かとの質問があり、令和7年度においては地域活性化起業人制度を利用して企業から1名お越しいただき、ふるさと寄附の返礼品の開発やPRなどの取組を進めていくと。また妙見口駅前のにぎわいづくりについては令和6年度に引き続き企業と取組を進めていくとの答弁でありました。

また、返礼品の開発、PRを業者にということだが、町のことをよく知っているのは住民ではないのか、なぜ業者に委託するのかとの質問があり、現在調整中の企業は、全国の自治体に社員を派遣されている。本町においてもリピート率の高い返礼品の開発であるとかPRについて、そのノウハウを使って取り組んでいただきたいと考えているとの答弁でありました。

移住就職応援事業について、対象者はとの質問があり、出生から18歳までに豊能町に住民登録があった方で、満18歳以上50歳未満の方かつ町外へ転出して2年以上経過した方を対象としているとの答弁でした。

行政管理事業について、郵便代の値上げにより予算が増額されているとのことだが、あまりにも負担が大きく感じる。何か対策は考えているのかとの質問に対し、郵便代であるため何か補助があるわけでもなく、削減努力はしますが難しいところですよとの答弁でした。

次に、防災行政無線戸別受信機設置事業について、戸別受信機とスマートシティ事業で設置したテレビプッシュの両方が設置されている世帯がある。連携は取れているのかとの質問があり、現在、両方の機器を設置されている世帯は10世帯あります。これまで連携はできておりませんでしたが高後検討をしていくとの答弁でした。

人権啓発推進事業について昨年度と比較し予算が減額されているが、その理由はとの質問があり、生活人権相談をこれまで委託により実施していたが、来年度からは会計年度任用職員で行う。また相談回数も減らしているため減額となっているとの答弁でした。

地域交流促進事業について、昨年度と比較し予算が減額されているが、講座を縮小し、なくす方向で考えているのかとの質問があり、参加者など実績がない部分を減額しているとの答弁でした。

食育推進計画策定事業について、アンケート調査の実施、計画策定を行うとあるが、アンケートを実施する目的はとの質問があり、アンケートは当初策定した計画の目標の達成度や現在の課題把握のため、全世代を対象に実施するとの答弁でした。

带状疱疹ワクチン定期接種化事業について、対象者の年齢そして自己負担額は幾らかとの質問があり、65歳から5歳刻みの年齢の方を対象にしています。自己負担額は生ワクチンが4,500円、組み換えワクチンは1回につき1万1,000円、組み換えワクチンは2回接種が必要との答弁でした。

妊産婦タクシー費用助成事業について、事業の内容はとの質問があり、妊婦に係る各種健診時にタクシーを利用された場合、2万円を上限に助成するものとの答弁でした。

地籍調査推進事業について、令和7年度

の対象区域はどこか、そして令和6年度に比べ事業費が増額されている理由はとの質問があり、令和7年度の対象区域は東ときわ台2丁目を予定している。対象となる土地の筆数や地区面積が増えることから増額しているとの答弁でした。

法定外公共物維持管理補助事業について、里道等の生活道の補修に対する予算が減額されている理由はとの質問があり、令和6年度に切畑地区で施工した水路工事が終了したため減額との答弁でした。

通学路等交通安全整備事業について、道路灯の立替工事は町道等個別施設計画に基づくものかとの質問があり、過去に策定済みの計画に基づき工事を行っており、年間3基ずつ工事をしているとの答弁でした。

公営住宅管理事業について、吉川住宅の入居者が既に退去され空き家となっているようだが、除却し、沿道賑わい創出支援事業などで利活用できないかとの質問があり現在、総合政策課と連携して跡地の利活用を検討している。活用方法が決まれば除却する予定との答弁でした。

公園遊具修繕事業について、これまで行われてきた武庫川女子大学との検証の結果はどのように反映されているのかとの質問があり、公園施設についてはこれまで大学と検証を進めてきましたが、検証結果から今後は老朽化した遊具を撤去して広場化していくということ、また、集約化も視野に入れ取組を進めていくとの答弁でした。

自転車乗車用ヘルメット補助事業について、事業実施に当たり教育委員会とはどのような連携をとっているのか、またどのような広報をしているのかとの質問があり、学校には交通安全委員会や警察から依頼されるパンフレットを配布して広報しているとの答弁でした。

とよの就農支援塾事業について、新たに

卒塾生に対するフォローとして有機農業の研修を実施とあるが、そのほかにどのようなことを考えているのかとの質問があり、卒塾生の中には有機農業に興味のある方もおられ、一定期間有機農業者に修行というような形で研修を実施します。そのほか就農につなげるために農業機械等の購入費の補助、ビニールハウス、獣害柵の設置補助を行います。また、本格的に農業参入を目指す方には農業経営を支援する給付金も給付し支援をしていくとの答弁でした。

牧地区ほ場整備事業、高山地区ほ場整備事業について、牧地区は令和7年度に、高山地区は令和8年度に工事は完了することだが、工事は順調に進んでいるのかとの質問があり、牧地区については令和7年度に工事が完了し、令和8年度に換地処分予定です。高山地区については国の予算の関係で工事着手が遅れているが、計画に沿って進めていただきたいと考えているとの答弁でした。

次に、指定沿道賑わい創出支援事業について、令和7年度に具体的に対象となる事業はあるのかとの質問があり、これまで相談は数件ありましたが、新たに開業、出店される実績はありません。令和7年度ではまず1店舗でも開業いただくよう考えているとの答弁でした。

次に、ごみ資源化事業について、集団回収を行う団体への報奨金の交付と町による回収とではどちらが費用対効果が大きいのかとの質問があり、費用については単純な形での比較はできない。集団回収、町の回収とも回収量は減少する中ですが、ごみとして処分するのではなく、あくまでもリサイクルすることを目的としているとの答弁でした。

学校園管理事業について、学校園給食調理委託は、委託業者は全て同じかとの質問

があり、小中学校の給食調理は1社に委託します。また、東地区の宅配については別の業者に委託との答弁でした。

高校生通学費補助事業について、新高校生に対してどのように周知するのか、また申請は常時受け付けるということはできないのかとの質問があり、現中学3年生には既に学校を通じ案内をしている。申請については事務が煩雑になるため年2回の受付としているとの答弁でした。

義務教育学校備品整備事業について、統合される小学校の備品の精査は誰が行うのか、また、使用できるものはそのまま使用し不要なものは売却も考えているのかとの質問があり、統合される小学校には同じような備品が存在し、現在、教育委員会と学校で整理しています。その中で使用できるものは使用していくが、処分の際には売却も検討との答弁でした。

義務教育学校職員駐車場整備事業について、今回整備する駐車場は仮のものか、それともこれから整備する公共施設再編の中に組み込もうとするものなのかとの質問があり、義務教育学校開校時の臨時駐車場として一旦整備し、公共施設再編の中でも検討していくとの答弁でした。

青少年健全育成事業について、夏休み子ども教室などはもう実施しないのかとの質問があり、令和6年度からは実施していません。今後は図書館との連携で事業を進めていきたいと考えているとの答弁でした。

ユーベルホール改修事業について、屋根の防水塗装工事ということだが、今後、公共施設の再編により新たな施設ができるまでは多額の修繕費用をかけて使用し続けるのかとの質問があり、現在、公共施設再編について検討を進めているところですが、いつ閉鎖するなど明確に決まっているものはない。今回の修繕は周辺の配電にも影響

するため、やむを得ず実施するものですとの答弁でした。

郷土資料館管理事業について、令和7年度予算が増額されている理由はとの質問があり、資料館周辺の除草業務に係る費用をこれまで都市計画課で一括発注していたものを令和7年度から計上しているが、人件費の高騰などにより予算額が増加しているとの答弁でした。

シートス改修事業について、工事期間中は利用者に影響はないのかとの質問があり、工期は部品の製造も含めおよそ6か月を見込んでいるが、現場での作業については9月下旬の施設点検の休館日に合わせて実施したいと考えているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で、原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

まず、高額療養費給付事業について、予算額が減少した要因はとの質問があり、被保険者の高齢化により、後期高齢者医療保険への移行によるものが大きな要因との答弁でした。

また、令和7年度の保険料はとの質問があり、保険料については令和6年度から府内統一保険料となっており、保険料率は令和7年度と比較すると若干減少することになりますが、所得状況によっては上がることもあるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に移り、1名の委員から、府内統一保険料が実施され保険料や事業費納付金は府の算定により決定するが、収納額以上の事業費納付金が必要となると自治体が引き受けざるを得ない仕組みになっていることなどから反対とする

との反対討論がありました。

採決に移り、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

次に、第22号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

診療所管理運営事業について、一般会計からの繰入金が増額され人件費が増額されているとのことだが、その理由はとの質問があり、正職員の人事異動によるものが大きな要因ではありますが、会計年度任用職員の勤務形態の変更も影響しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決となりました。

次に、第23号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

まず、後期高齢者医療徴収事務事業について、口座振替納付が増えている理由はとの質問があり、保険者数の増加や口座振替を推進していることによるものとの答弁でございました。

また、保険者数はどれくらい増えているのかとの質問があり、令和5年度末と比較して4.2%増加との答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

まず、各特例給付事業については昨年度から大きく減額されているが、その理由はとの質問があり、特例給付事業については元となる事業に対して特別に認める場合に

執行するものであるが、これまで実績もないため枠取りの1,000円を計上していると。給付の必要があったときには流用して執行する予定との答弁でした。

次に、独居高齢者等見守り事業について、独居高齢者等見守り事業では個人負担だけでなく何か補助はあるのか。また、老人会に加入していない人にはどのように対応しているのかとの質問があり、個人負担と社会福祉協議会と町で3分の1ずつ負担していると。また老人会に加入されていない方については民生委員さんに説明等をお願いしているとの答弁でした。

令和7年度予算では増額されているが利用者が増えているのか、また何人ぐらいまで対応できるのかとの質問があり、これまでの緊急通報装置貸与事業の利用件数は35件でしたが、現在80件の申請をいただいています。今後増加すると見込んでおり150件と想定しているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論に移り、1名の委員から、コロナ禍や物価高の中でも高い保険料を払い続けられないといけない状況が続いていることから反対をすとの反対討論がありました。

採決に移り、挙手多数により原案のとおり可決となりました。

次に、第25号議案、令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件についてでございますが、主な質疑を報告いたします。

まず、一般会計からの繰出金についてどのように算出しているのかとの質問があり、国が示す基準に基づき算出しているとの答弁でした。

また、料金改定と繰出金はあるのかとの質問があり、直接関係はありませんが、維持管理が厳しくなってきたときに料金改定を考える必要があると思うとの答弁でした。

また、貸借対照表の中の構築物や機械及び装置などの固定資産が積み上がっている理由はとの質問があり、管渠の補修工事やマンホールポンプなどを更新することで固定資産が上がっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決に移り、挙手全員で原案のとおり可決されました。

これで予算特別委員会に付託されました第20号議案から第25号議案までの審査を全て終わり、3月13日午後5時37分に委員会を閉会をいたしました。

以上で予算特別委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（永並 啓君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位は質疑を差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第5号議案から第19号議案まで及び第26号議案の16件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

次に、第20号議案から第25号議案までの6件に対する質疑を行います。ごさいませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

続きまして、第5号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第5号議案、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例制定の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第5号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第6号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第6号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第6号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第7号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第7号議案、豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第7号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第8号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第8号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第8号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第9号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第9号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第10号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第10号議案、職員の退職手当に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第10号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第11号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第11号議案、豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第11号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第12号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第12号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であ

ります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第12号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第13号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番(高尾靖子君)

高尾靖子でございます。

第13号議案、国民健康保険条例の一部改正に反対する立場で討論いたします。

今回の条例改正は、軽減の範囲が施行令に伴い自動的に変わる内容のみで、保険料率や限度額は既に以前の条例改正で府に合わせるように変わるものです。軽減だけでも自動的に決まるのは問題だと思います。

よって反対の討論といたします。

○議長(永並 啓君)

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第13号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立9：1)

○議長(永並 啓君)

起立多数であります。

よって、第13号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第14号議案、豊能町下水道条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第14号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第15号議案、豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第15号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第16号議案、令和6年度豊能町一般会計補正予算(第8回)の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第16号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第17号議案、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3回)の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第17号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第18号議案、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第18号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第19号議案、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第4回)の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第19号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番(高尾靖子君)

高尾靖子でございます。

第20号議案について、討論に参加したいと思います。

令和7年度一般会計予算の中で、万博遠足をめぐり大阪では全学年不参加の学校は23校、2月25日現在ですが。不参加を決めたある小学校は、校長が保護者に出した手紙を紹介したことがあります。そこではメタンガス対策や熱中症対策など懸念材料が多く安全が守れないなど、数多くの理由が記入されていたということです。任意で参加する万博でございますけれども、慎重な判断をされますように強く求めて予算には賛成いたします。

以上で討論といたします。賛成の討論といたします。

○議長(永並 啓君)

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第20号議案、令和7年度豊能町一般会計予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第20号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第21号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

よって、第21号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第22号議案、令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第23号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案に対する討論を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

高尾靖子でございます。

第24号、令和7年度介護保険特別会計予算に対し、反対の立場で討論いたします。

介護保険制度に入って25年、3年ごとの見直しで改悪され続けています。事業施策は拡充されていますが、報酬改正により影響が考慮されていないことについて危惧を覚えます。国は経験豊かな方、若い方が育って働ける待遇改善を求められています。今、事業所撤退など発生しており、介護環境に大きな影響が出ています。高額な保険料は物価高が続いて暮らしに大きな影響を及ぼしています。本町はお元気な高齢者が

多く、介護保険給付基金が10億円積み立てられています。今回、期限を切った基金活用する案、提案されていますが、保険料引下げにも考慮すべきです。健全に維持するために、国に対し国負担を引き上げるよう要求すべきであります。

この意見を添えて反対の討論といたします。

○議長（永並 啓君）

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第24号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数起立9：1）

○議長（永並 啓君）

起立多数であります。

よって、第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第25号議案、令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第25号議案は委員長報告のとおり

り可決されました。

次に、第26号議案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第26号議案、工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第26号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「第27号議案 豊能町立義務教育学校設置条例制定の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第27号議案、豊能町立義務教育学校設置条例制定の件について御説明申し上げます。

追加分議案書の3ページから4ページ、条例の概要資料を併せて御覧ください。

まず提案理由といたしまして、学校教育法第38条ただし書の規定により、令和8年4月に東西地区に義務教育学校を開校することから、条例を制定するものでございます。

それでは、条例の制定内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、東西地区に設置する学校の名称及び位置を定めるものでございます。

項目1番として、名称は、豊能町立とよの東学園、位置は、豊能町余野1008番地で、

現在の東能勢小学校の位置と規定しています。

項目2番として、名称は豊能町立とよの西学園、位置は、豊能町東ときわ台一丁目3番地2で、現在の吉川中学校の位置と規定をしています。

第2条は、本条例の施行に関して必要な事項を教育委員会規則に委任することを規定するものでございます。

なお、附則の第1項といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、項目1番の豊能町立とよの東学園につきましては、令和8年4月に一旦東能勢中学校の校舎で開校することから、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間、学校の位置を現在の東能勢中学校の所在地とするものです。

第3項、第4項といたしまして、現在の小中学校の設置条例につきましては、新たに開校する義務教育学校の設置条例の施行日に廃止するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野英美子議員。

○6番（管野英美子君）

6番・管野英美子でございます。

1点、質問をさせていただきます。

27号議案と次の28号議案、留守家庭児童育成室について、いずれも施行期間が令和8年4月1日です。まだ1年あります。この3月定例会議で追加議案として議案を上げることについてお答えください。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

今回、本条例案を提出するに当たりまして、この統合に伴う改修に合致するかどうかにつきまして、事前に大阪府を通じて補助金について国との協議を行っていました。今般、小学校校舎の改修につきましても、統合に伴う補助金の対象となる御回答をいただきました。今後、新年度を迎えるに当たり、新しい義務教育学校のリーフレットを送付するなど、保護者の皆さんに対して義務教育学校の設置について啓発したいと考えております。補助金の決定が議案書の発送及び教育委員会議の日程よりも遅くなってしまったため、今回3月の教育委員会議の議決を得まして、追加議案として提案をさせていただいたものでございます。できれば保護者の啓発のためにも、この3月の定例会議の中で議案を上程し、御審議をお願いできればと考えているところでございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第27号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

日程第3「第28号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件」を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

それでは、第28号議案、豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件につきまして御説明をいたします。

追加議案書の5ページを御覧ください。
議案概要及び新旧対照表も併せて御覧ください。

提案理由につきましては、義務教育学校の開校に伴い、既存の留守家庭児童育成室を廃止し、新たな留守家庭児童育成室を設置するものでございます。

続きまして、議案書の6ページを御覧ください。

改正内容として、条例第1条の表、東西両地区の留守家庭児童育成室の名称及び設置場所を規定するものです。

名称につきましては、義務教育学校の名称に合わせて、とよの東留守家庭児童育成室、とよの西留守家庭児童育成室とし、1につきましては、とよの東留守家庭児童育成室は現状のまま東能勢小学校の位置に、とよの西留守家庭児童育成室は西地区の義務教育学校内、現在の吉川中学校の位置としています。

次に、入室の許可として条例第2条第2項第3号において、義務教育学校の前期課程に在籍している規定を追加いたします。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

最近、学童保育に入る方が多くなりました。そのためにこの学童育成室に入る希望者はみんなが入れるかどうか心配ですが、ここには定数というのがあるのかどうかお聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

留守家庭児童育成室の定数につきましては、本条例提案して、もしお認めいただけたらその後規則として整備する予定をしております。

○議長（永並 啓君）

高尾靖子議員。

○11番（高尾靖子君）

皆が入れるような状況をぜひ作っていただきたいと思います。また外れるようなことのないように余裕のあるスペースといえますか、そういうようなことも考えられているのかどうかお聞きいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

特にとよの西留守家庭児童育成室につきましては、100名程度の入所者を想定しております。とよの西の義務教育学校内の中で教室の約3.5部屋分を現在想定しております。十分にこの入室者については入れるものと考えております。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございませんか。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

中川です。

条例の内容もそうですけど、新旧対照のほうがわかりやすいのでそちらで質問をし

てみたいと思います。

改正前の第2条におきまして、町長が認める学校に就学しているという、就学という文言でございました。それが今回の改正後の内容の文面でいきますと、町長が認める学校に在籍していることという、言葉の違いだけであるんですけども、どうした理由で就学が在籍に変わってるのか、その辺り御説明をお願いいたします。

○議長（永並 啓君）

答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

就学という言葉は、学校に通っていることというところを示すところではありますが、保護者にその子どもを就学させる義務があるという法律の規定に基づくもので、要はその学校に行かせる義務があるというところで、その就学という言葉が使われております。一方、在籍というのは、その学校に所属している人数を表すもので、今回文言の整理のために、留守家庭児童育成室の入学の要件を定める際に、その在籍という言葉を使わせていただいた次第でございます。

○議長（永並 啓君）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第28号議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって第28号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4「第1号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

それでは、ただいま議長より御指名いただきましたので、第1号議会議案、豊能町議会会議規則改正の件について提案説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、地方議会における手続のオンライン化が推進されたことで、議長への通知又は議長からの通知など、これまで文書で行われていた手続についてインターネット等を活用したオンラインによる手続を可能とする規定を追加するものであります。

そのほか、休憩中など会議中でないときに災害が発生するなど緊急を要するときには、議長は会議時間を変更することができる規定の追加や、現在の社会情勢に照らした携帯品の規定の改正、また目次の追加や常用漢字の変更等に基づく用語等の整理をするものでございます。

なお、この規則は令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。議員各位におかれましては、よろしく御審議いただき御決定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第1号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第1号議会議案は原案のとおり可決されました。

日程第5「第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

それでは引き続き、第2号議会議案、豊能町議会委員会条例改正の件について提案を説明させていただきます。

本件は、委員会における文書で行われていた手続について、先ほどの第1号議会議案、豊能町議会会議規則改正の件と同様に、インターネット等を活用したオンラインによる方法を可能とする規定を追加するものでございます。

なお、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。議員各位におかれましてはよろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第2号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第2号議会議案は原案のとおり可決されました。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第3号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中川敦司議員。

○4番（中川敦司君）

それでは、第3号議会議案、豊能町議会の個人情報の保護に関する条例改正の件について、提案の説明をさせていただきます。

本件は、刑法の一部が改正されたことにより懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことにより、条項にずれが生じたことなどから、条例の規定を整備するため改正するものでございます。

なお、条例の施行日は令和7年4月1日からとするものですが、拘禁刑創設に伴う規定は令和7年6月1日からとするものです。

説明は以上でございます。議員各位におかれましてはよろしく御審議いただき御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第3号議会議案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(永並 啓君)

起立全員であります。

よって、第3号議会議案は原案のとおり可決されました。

○議長(永並 啓君)

この際、暫時休憩いたします。再開は2時40分といたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長(永並 啓君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、吉田正子議員から議員の辞職願が提出されましたので、会議規則第95条第2項の規定により報告をいたします。

お諮りいたします。

この際、吉田正子議員の議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって、議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「議員辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉田正子議員の退場を求めます。

(吉田正子議員 退場)

○議長(永並 啓君)

辞職願を事務局長より朗読させます。

浜本議会事務局長。

○議会事務局長(浜本正義君)

では、読み上げいたします。

辞職願。

このたび一身上の都合により、令和7年3月31日をもって豊能町議会議員を辞職いたしたく、許可くださいますようお願い申し上げます。

なお、本定例会議の全ての議案審議が終了してからと思い、このような時期となりましたことを御容赦ください。

令和7年3月25日。豊能町議会議長永並啓様。豊能町議会議員吉田正子。

以上でございます。

○議長(永並 啓君)

お諮りいたします。

吉田正子議員の議員辞職を、地方自治法第126条及び会議規則第95条第2項の規定に基づき許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって、吉田正子議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

次に、報告いたします。福祉教育常任委員会委員の互選により、同副委員長に寺脇直子議員が選任されました。

以上で、3月定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

3月定例会議は本日で閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永並 啓君)

異議なしと認めます。

よって3月定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

3月定例会議の閉会に当たり、町長から御挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、令和7年3月定例会議の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、本日の追加議案も含めまして、今回の定例会議に御提案をさせていただきました議案につきまして、全て可決、御承認をいただきまして誠にありがとうございました。

可決いただきました令和7年度の予算につきましても限られた予算でございます。与えられた中で、費用対効果、最大限効果が出るよう、そして持続可能な行財政運営をしっかりと図れるよう、今後この1年取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

また併せまして、就任当時、行革について当時の状況を踏まえまして、乾いたタオルを絞るようなものと表現させていただきましたが、現在、小中学校や公共施設の再編、またこども園の整備などが動き出している中、当時とは状況が大きく変化してきてございます。その状況の変化などから、将来のために行財政改革にも改めて取組を進めていく所存でございますので、併せまして御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今年の冬は大変厳しい寒さとなりましたが、お彼岸が過ぎまして豊能町でもようやく暖かさを感じられる気候となってまいりました。ただ、時節の変わり目、加えまして花粉の季節でもございます。議員の皆様方におかれましては時節柄くれぐれも御自愛いただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが3月定例会議閉会に

当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永並 啓君）

3月定例会議の内容はY o u T u b eにて動画配信をしています。昨年12月からは委員会の内容も配信しています。皆さんが投票された議員が議会でどのような発言をしているのか、ぜひ視聴していただけると幸いです。

また、5月18日の日曜日に議会報告会を行います。コロナ禍のためにこの数年は動画配信という形をとっていましたが、今回は会議室を借りて行いますので、参加をお待ちしております。5月18日の午前9時半から西公民館大会議室で、午後1時半から中央公民館大会議室で行いますので御参加いただけると幸いです。

また、議会への質問も随時受け付けております。いただいた質問に対しては議員全員で議論をし、回答させていただきますのでよろしくお願いいたします。

これをもって、令和7年豊能町議会3月定例会議を閉じ散会といたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後2時45分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第5号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- 第6号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第7号議案 豊能町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例改正の件
- 第8号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例改正の件
- 第9号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例及び豊能町特別職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第10号議案 職員の退職手当に関する条例改正の件
- 第11号議案 豊能町介護保険介護給付費準備基金条例改正の件
- 第12号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第13号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第14号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第15号議案 豊能町消防団員等公務災害補償条例改正の件
- 第16号議案 令和6年度豊能町一般会計補正予算（第8回）の件
- 第17号議案 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3回）の件
- 第18号議案 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）の件
- 第19号議案 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第4回）の件
- 第20号議案 令和7年度豊能町一般会計予算の件
- 第21号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第22号議案 令和7年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第23号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第24号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第25号議案 令和7年度豊能町下水道事業会計予算の件

- 第26号議案 工事請負契約の締結について
- 第27号議案 豊能町立義務教育学校設置条例制定の件
- 第28号議案 豊能町立留守家庭児童育成室条例改正の件
- 第1号議会議案 豊能町議会会議規則改正の件
- 第2号議会議案 豊能町議会委員会条例改正の件
- 第3号議会議案 豊能町議会の個人情報の保護に関する条例改正の件
- 議員辞職の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議 長

署 名 議 員 9 番

同 10番